

監査結果公表第6号

地方自治法第242条第1項の規定により令和6年12月18日付けで提出された住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を決定したので、次のとおり公表する。

令和7年2月6日

四日市市監査委員	加藤	光
同	樋口	孝
同	竹野	兼主
同	小林	博次

第1 請求

1 請求人

住所（所在地） 四日市市三重五丁目165番地

氏名 三重西連合自治会
会長 藤田 耕司

2 請求の要旨

「令和6年12月18日付け四日市市職員措置請求書」記載のとおり（以下原文）。
「令和6年12月18日付け四日市市職員措置請求書」

四日市市市役所都市整備部 公園緑政課及び市営住宅課の両課は財産の管理を怠る事実として三重団地2号緑地に、30年以上前から、20台以上（市営住宅課の調査による。）の車が駐車場として使用している状況を黙認してきた。

三重団地2号緑地は都市公園法施行令第二条二項に規定されている都市公園であり、それを駐車場として使用されていることを認めてきたことは、地方公務員法第32条違反である。

緑地に駐車を黙認している車は無償である、一方市営住宅課が整備した駐車場は一区画月額1,670円（四日市市市営住宅課条例第62条）の有償で貸付している。このようなことは、行政の大原則の平等性に欠け、市政に対する信頼感を大きく失墜させてきた。また、具体的には時効を考慮しても不法に認めてきた車が20台として、33,400円/月、400,800円/年、2,004,000円/5年の損害を生じさせてきた。

三重西連合自治会として、今年7月24日に公園緑政課及び市営住宅課の両課に三重団地2号緑地の不法駐車を無くし、公園としての現状復帰を求めた。そして、公園緑政課は11月11日に11月29日までに車の撤去を求める立札を現地に立てた。その結果、見事に車は殆ど全て撤去された。このことは車を駐車してきた住民が決して駐車を良い行為とは思っていなかったと思慮される。

公園緑政課及び市営住宅課の両課は不作為によりこのような事態を招いたものであり、次の通り措置を請求する。

- ① 三重団地2号緑地に法を破って駐車を認めたことの責任の所在を明らかにすること。
- ② 三重西連合自治会が今年度両課に申し入れる以前に、既に住民から現状の改善を要求する訴えがあったにもそれを黙殺してきたことの責任の所在を明らかにすること。
- ③ 上記緑地に駐車を黙認してきた結果、生じた損害2,004,000円/5年（民法上の地代の請求時効）を四日市市役所都市整備部 公園緑政課及び市営住宅課は四日市市に弁償すること。

3 請求の受理

本件請求は、令和6年12月18日に提起され、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

令和6年12月18日付け職員措置請求書及び請求人の陳述から、三重2号緑地への駐車を市が放置していたことが、違法又は不当に財産の管理を怠る事実であるか否か、並びに当該緑地への駐車行為により市に損害が生じているか否か、及び損害が生じているのであれば、損害の程度及び損害補填の義務が存するか否かについて検討を行う。

2 監査対象部局

以下の1部局2課を監査対象とした。
都市整備部公園緑政課、市営住宅課

3 請求人の陳述及び証拠の提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和7年1月9日に請求人の陳述を聴取し、請求書の内容説明を受けた。

4 関係職員の陳述及び証拠の提出

令和7年1月15日、四日市市長（以下「市長」という。）は、弁明書及び証拠書類を提出した。令和7年1月24日に、弁明書等の内容を基に、上記2の監査対象部局所属職員（部長及び課長等）から陳述を聴取した。その内容は、以下のとおりである。

なお、陳述内容に対しさらなる確認が必要となったため、令和7年2月5日に、再度弁明資料及び弁明を求めた。

(1) 請求の要旨に対する弁明

ア 本案前の弁明

請求人の請求をいずれも却下するとの決定を求める。

イ 本案の弁明

請求人の請求をいずれも棄却する

との決定を求める。

(2) 経緯について

- ア 三重2号緑地（四日市市三重四丁目23番1、四日市市三重四丁目23番3、四日市市三重四丁目24番、四日市市三重四丁目25番1）（以下、「本件緑地」という。）は、四日市市土地開発公社による三重団地の開発行為において、昭和55年3月31日に同公社から寄付を受け、昭和56年1月20日に都市公園として開設した。
- イ 令和4年5月頃から令和5年12月頃にかけて、地域の住民より本件緑地が駐車場として利用されているとの指摘が寄せられたため、令和4年9月7日から令和6年7月20日にかけて自動車の駐車状況の調査を行ったところ、複数の自動車が本件緑地に継続的に駐車していることを確認した。
- ウ 令和6年1月頃、本件緑地に駐車している自動車の所有者を確認するため、国土交通省中部運輸局三重運輸支局及び軽自動車検査協会三重事務所へ登録事項等証明書などの交付を依頼し、交付された登録事項等証明書から所有者の特定を行った。
- エ 令和6年6月頃、三重地区の自治会役員より本件緑地に自動車が駐車されていることについて、今後の対応を協議したい旨の申し入れがあり、令和6年7月24日に三重地区の自治会役員と本市市営住宅課及び同公園緑政課の職員で今後の対応について打合せを行った。
- オ 令和6年11月1日 本市市営住宅課及び同公園緑政課の職員から三重地区の自治会役員に対し、本件緑地への自動車の駐車について、改善に向けて取り組む旨の説明を行った。
- カ 令和6年11月11日 本市公園緑政課が、令和6年11月29日までに本件緑地から自動車の移動をお願いする旨の看板を設置した。また、本市市営住宅課と公園緑政課が、本件緑地に駐車している市営住宅の駐車場契約者に対し、契約場所に自動車を移動するように指導をした。その結果、本件緑地に駐車されていた自動車が漸減した。
- キ 令和6年12月2日 本市公園緑政課が、依然として本件緑地に駐車されている自動車を移動してもらうため、本件緑地から速やかに自動車の移動をお願いする旨の看板を設置した。
- ク 令和6年12月9日 本市公園緑政課が、本件緑地に令和6年12月16日に柵を設置する旨の看板を設置した。
- ケ 令和6年12月16日～17日 本市公園緑政課が、本件緑地に自動車が駐車されていないことを確認した上で、柵及びトラロープを設置するとともに、駐車禁止の看板を設置した。

(3) 本案前の弁明の理由

住民監査請求の要旨の通知、第1請求の要旨について、本案前の弁明の理由は以下のとおりである。

ア 措置要求の内容が適切でないこと

地方自治法第242条第1項は、住民監査請求により求めることのできる措置の内容として、「当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と規定しており、その必要な措置の内容として、①当該行為の事前の防止、②当該行為の事後的な是正、③当該怠る行為を改めること、④当該行為又は怠る事実によって当該地方公共団体の被った損害を補填すること、を定めている。

請求人の措置要求の内容は、住民監査請求の要旨の通知、第1請求の要旨①及び②にて、「責任の所在を明らかにすること」を求めているが、このような措置請求の内容は地方自治法242条第1項に定める措置の内容と適合しない要求であるため、措置要求の内容として不適法であり、当該請求は却下されるべきである。

イ 財務会計行為の主体が適切でないこと

地方自治法第242条第1項は、住民監査請求の対象となる財務会計行為の関与者として、当該地方公共団体の「長」、「委員会」、「委員」、「職員」と規定している。

住民監査請求の要旨の通知、第1請求の要旨③では、「四日市市役所都市整備部公園緑政課及び市営住宅課は四日市市に弁償すること。」とされているが、公園緑政課及び市営住宅課とは、四日市市役所の部署のことであり、地方自治法第242条第1項の「長」や「職員」とは異なる。よって、住民監査請求の財務会計行為の関与者の特定として不適法であり、当該請求は却下されるべきである。

ウ 財務会計上の行為でないこと

(ア) 本件請求の理由について

本件請求の理由に、地方公務員法第三十二条違反である旨の主張がなされているが、地方公務員法第三十二条は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務についての規定であり、地方自治法242条第1項の住民監査請求の対象となる財務会計行為(財務会計上の行為又は怠る事実)ではないため、不適法であり、当該請求は却下されるべきである。

(イ) 都市緑地としての財産管理について

本件緑地は、都市公園法施行令第2条第2項に規定されている都市公園であり、自然的環境の保全などを目的としたものである。そのため、本件緑地は駐車場ではなく、駐車していた自動車を移動させたのは、都市公園の緑地の管理を目的とした行為である。

この点につき、地方自治法第242条第1項に規定する「財産の管理」について、判例(最高裁平成2年4月12日判決・民集44巻3号431頁)では、「法242条の2に定める住民訴訟は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は法242条1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、

債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、右事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。」「上告人らの右行為は、(中略) 本件土地の森林(保安林)としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらないと解するのが相当」と判示している。

本件緑地について検討をすると、そもそも、都市公園の緑地であって、駐車場としての利用は予定されておらず、緑地として供用するために支障がない状態に維持するため、自動車の移動を求めたところである。そのため、本市が自動車の移動を求めたことは、財産的価値の維持、保全等の財務的処理を直接の目的とする財産管理行為を怠っていたのではなく、むしろ、供用するについて支障のない状態に維持することを目的とする公物管理上の問題として対処したものである。

したがって、本件緑地に自動車が駐車されていた事実があったとしても、地方自治法242条第1項に規定する財産の管理を怠る事実には該当しないため、住民監査請求の対象には該当しない。

(ウ) 怠る事実の特定がされていないこと

住民監査請求における「怠る事実の違法確認」(地方自治法第242条第1項)では、「個々の怠る事実について、その個別的、具体的な事情を考慮しなくても一律にあるいは一体として違法かどうかを判断することができるときには許容されることがあり得るとしても、そうでないときには、怠る事実の違法確認の請求として特定していないものとして、これを不適法な訴えとして却下すべきものと解するのが相当である。」(東京高等裁判所平成12年3月31日判決・判例タイムズ1083号140頁)とされている。

請求人は、本市が本件緑地に駐車している自動車20台を黙認してきた結果、5年間で2,004,000円の損害が出ていると主張する。

しかしながら、本件緑地に自動車がいつからいつまで駐車されていたかは、明らかとなっておらず、5年間に常に20台の自動車が駐車されていたかは判然としない。また、本件緑地に無断で駐車されていた自動車の特定もされていない。

よって、①本件緑地にいつからいつまでの5年間自動車が駐車されていたかの特定がされておらず、また、②本件緑地に駐車されていた自動車及びその所有者が特定されていないことから、本件請求は怠る事実の特定がされておらず、不適法である。

(4) 請求の理由に対する弁明

ア 本件緑地を駐車場として利用してきたことを黙認していないことについて

本市公園緑政課及び同市営住宅課は、令和4年5月頃から地域の住民に本件緑地に自動車が駐車されていることの指摘を受け、違法駐車調査を開始し、その

後、令和6年11月以降、本件緑地を駐車場として利用している自動車に対し、看板による警告や自動車の所有者に対し個別に駐車場としての利用を中止するように指導を行ってきたところである。

地域の住民からの指摘を受けるまでは、本件緑地は特段問題なく管理、使用されているとの認識であり、実際、市内には513か所の公園や緑地があり、面積は合計約320haであることから、個別の公園や緑地の使用関係や権利関係を把握することは困難であり、本件緑地を駐車場として利用してきたことを知りながら、黙認してきたとの主張は事実と異なる。

イ 本件緑地を駐車場として使用されていることを認めていないことについて

本件緑地を駐車場として利用されていることの指摘を受けた本市は、違法駐車の調査を開始し、その違法駐車に対応してきており、本件緑地を駐車場として利用されていることを認める行為は一切していない。

ウ 本件緑地の駐車場としての利用による損害について

請求人は、本件緑地への無断駐車を黙認したことに対して5年間で2,004,000円の損害が生じたと主張する。

しかしながら、そもそも、本件緑地は駐車場ではなく、都市公園の緑地であり、財産的価値を減少するおそれが生じているとはいえないことは、前述（第2の4の（3）のウの（イ））のとおりである。

次に、本市に損害が生じているかについては、本件緑地は、駐車場としての使用料（地方自治法第225条）の規定はなく、使用料の徴収はできない。仮に、行政財産の目的外使用許可（地方自治法238条の4第7項）の申請が出てきたとしても、本件緑地は都市公園であり、自然環境の保全などを目的とする行政財産であることから、駐車場としての利用は行政財産の用途や目的を阻害するため、本件緑地について、これまで四日市市が目的外使用許可を認めたことはなく、仮に、近隣の市営住宅の住民から目的外使用許可の申請があったとしても、市営住宅の敷地内で対応することができ、本件緑地に自動車の駐車を認める特段の事情も存在しないため、目的外使用許可を認める必要性も伺われない。そのため、本件緑地について、目的外使用許可をすることはなく、使用料を徴収することは想定し得ない。

よって、本件緑地に無断で自動車を駐車したことによる損害賠償請求権又は不当利得返還請求権が発生しているとは認められない。

したがって、本市が本件緑地に無断で駐車した者に対して損害賠償請求や不当利得返還請求を怠ったことによる損害は発生していない。

(5)再度の弁明（令和7年2月5日提出）

市は、「本件緑地は、駐車場としての用途を認めたものではなく、そのため、駐車場として整備したことはなく、乗り入れのための工事もしていない」としている。また、「緑地に自動車が駐車されてきたことは公有財産の適正な管理ではなかったことになる」とし、「緑地に自動車が駐車されていることは少なからず知って

いる部分があったが、黙認をしてきたことは否定する」としている。

第3 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 事実及び理由

(1) 認定した事実の概要

監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

ア 三重2号緑地は、昭和56年1月20日に都市公園として開設した。

イ 平成4年4月の段階で、当該緑地に複数の自動車が駐車されていることが航空写真により確認できた。(監査委員調査による)

ウ 令和4年5月頃から令和5年12月頃にかけて、地域の住民により当該緑地が駐車場として利用されているとの指摘が寄せられたため(市の弁明書による)、令和4年9月7日から令和5年12月17日にかけて、市が自動車の駐車状況の調査を行った結果、下記のとおり当該緑地への駐車行為が確認された。

※市営住宅課による調査日と調査結果

調査日 令和4年9月7日(日中)

調査結果 16台の駐車を確認された。

調査日 令和5年11月28日(日中)

調査結果 16台の駐車を確認された。

調査日 令和5年12月6日(夜間)

調査結果 21台の駐車を確認された。

調査日 令和5年12月17日(休日)

調査結果 22台の駐車を確認された。

エ 令和5年3月1日～30日にかけて、当該緑地を含む公園緑政課管理の全公園511か所(当時における箇所数)に対し、実査が行われ、実査記録が存在することが確認された。(監査委員調査による)

オ 令和6年6月頃、三重地区の自治会役員から市へ、当該緑地に自動車が駐車されていることについて、今後の対応を協議したい旨の申し入れがあった。

カ 令和6年7月16日、市長あてに、三重西連合自治会から「三重2号緑地原状回復について」の要望書が提出され、要旨は下記のとおりである。

- ・三重2号緑地は20台以上の車が駐車場として違法に使用され、住民から疑問の声が上がっている。
- ・違法駐車車両の排除と緑地帯の原状回復に向け、公園緑政課と市営住宅課が課題共有して解決に向け取り組まれない。

キ 市営住宅課が三重2号緑地の駐車状況について追加調査を行った。

※調査日と調査結果

調査日 令和6年7月19日(夜間)

調査結果 24台の駐車を確認された。

調査日 令和6年7月20日（休日）

調査結果 25台の駐車を確認された。

ク 令和6年7月24日、市（市営住宅課・公園緑政課）職員と三重西連合自治会が、三重2号緑地の駐車対応について打合せを実施した。同連合自治会は、市に対し、当該問題は早期に解決する必要があるため、市の対応策についての検討結果を報告する場を設けてほしいと要望し、次回打合せを10月下旬頃に実施することになった。

ケ 令和6年11月1日、市（市営住宅課、公園緑政課）職員と三重西連合自治会が、第2回打合せを実施した。市は、三重2号緑地への駐車を認めない方針を進めるとともに、市民が利用できるような緑地として整備をする考えを示し、並行して当該緑地への自動車の駐車について、改善に向けて取り組む旨の説明を行った。

コ 令和6年11月11日、市（公園緑政課）が、令和6年11月29日までに当該緑地から自動車の移動をお願いする旨の看板を設置した。また、市（市営住宅課、公園緑政課）が、当該緑地に駐車している市営住宅の駐車場契約者に対し、契約場所に自動車を移動するように指導した。その結果、当該緑地に駐車されていた自動車が激減した。

サ 令和6年12月2日、市（公園緑政課）が依然として当該緑地に駐車されている自動車を移動してもらうため、当該緑地から速やかに自動車の移動をお願いする旨の看板を設置した。

シ 令和6年12月9日、市（公園緑政課）が当該緑地に令和6年12月16日に柵を設置する旨の看板を設置した。

ス 令和6年12月16～17日、市（公園緑政課）が当該緑地に自動車が駐車されていないことを確認した上で、柵及びトラロープを設置するとともに、駐車禁止の看板を設置した。

セ 市は、当該緑地は、駐車場としての用途を認めたものではなく、そのため、駐車場として整備したことはなく、乗り入れのための工事もしていないとしている。（再度の弁明による）

ソ また、市は、当該緑地に自動車が駐車されてきたことは公有財産の適正な管理ではなかったことになるとし、緑地に自動車が駐車されていることは少なからず知っている部分はあったが、駐車場としての用途を認めたものではなく、黙認してきたことは否定している。（再度の弁明による）

(2) 監査委員の判断

ア 本件措置請求の趣旨について

地方自治法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計上の行為」という。）について、住民が監査を求め、当該財務会計上の

行為の防止、是正等に必要な措置を講ずべきことを請求するもので、当該財務会計上の行為自体が違法又は不当であるか否かが監査の対象となる。

本件措置請求において、請求人は、都市公園法施行令第2条第2項に規定されている都市公園である三重2号緑地に、長期にわたり多数の車が駐車場として使用している状況を市が黙認してきたことについて、違法に「財産の管理を怠る事実」であると主張している。また、当該緑地への駐車は無償であるが、当該緑地近隣に整備されている市営住宅敷地内の入居者用駐車場は有償で貸付していることが行政の原則である平等性に欠け、市に駐車料金相当額の損害が生じているとし、市の担当職員に損害の補填を求めているものと解される。

したがって、本件においては、まず、請求人が主張する市が当該緑地への駐車行為を放置してきたとする行為（財産の管理を怠る事実）の違法性又は不当性について検討を行う。併せて、当該緑地への駐車行為により市に損害が生じているか否か、また損害が生じているのであれば、損害の程度及び損害補填の義務が存するか否かについて検討を行う。

イ 三重2号緑地への駐車行為が生じた経緯について

請求人は、当該緑地に30年以上前から20台以上の車が駐車場として使用していると主張する。また、請求人は陳述の場で、当該緑地に駐車行為が生じた経緯として、市が、時代の要請で市営住宅入居者用駐車場を整備した時期、駐車場の設置台数に限りがあって、全世帯が同駐車場に駐車できない状況があり、居住者からの要望を酌んだ関係者が市へ要望を出し、市が当該緑地への駐車行為を容認してきた経緯があると主張する。

一方、平成3年に国土交通省が公営住宅の敷地内における駐車場の設置が可能とする通達（「公営住宅の敷地内における駐車場の設置及び管理について」（平成3年4月1日付け住総発第15号、都道府県知事あて住宅局長通達））を出して以降、本市も市営住宅入居者用駐車場の設置を開始し、平成4年以降、当該緑地近隣の市営住宅敷地内に入居者用駐車場を整備したが、当該緑地に多数の車が駐車されるようになった始期・経緯については、証拠書類がなく不明である。ただし、平成4年4月の段階で、当該緑地に複数の自動車は駐車されていたことは確認できる。

ウ 三重2号緑地への駐車行為の認否について

三重2号緑地は、市が設置する都市公園法施行令第2条第2項に規定されている都市公園であり、都市公園の管理について定める都市公園法及び四日市市都市公園条例は、都市公園への駐車行為を認めていない。

エ 三重2号緑地への駐車行為に対する市の対応について

地域の住民により当該緑地が駐車場として利用されているとの指摘が寄せられたのを契機として、令和4年9月以降、市営住宅課が当該緑地の駐車状況を調査し、多数の駐車を確認しているが、市（市営住宅課・公園緑政課）が令和6年7月24日、三重西連合自治会とその対応策について協議するに至るまで、市は、

駐車行為への対応策を講じていない。

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定めており、地方公共団体の執行機関には公有財産を良好な状態で管理すべき義務が課されているといえる。しかし、財産の具体的な管理方法等については、地方公共団体の長に広範な裁量権が認められている。

一般に、地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為のうち裁量的行為について、それが違法となるのは、裁量権の逸脱・濫用があった場合である（最高裁平成25年3月28日判決（平成23年（行ヒ）第452号）参照）。

これを本件についてみると、三重2号緑地の主な設置目的は「自然的環境の保全」及び「都市の景観の向上」であり、当該緑地に駐車行為があったものの、それにより設置目的が著しく損なわれたとは認められず、また、市が当該駐車行為に対して約2年間に亘り対応策を講じなかったことについて、「財産の管理を怠る事実」が認められるものの、長の裁量権の逸脱・濫用があったとは認められず、違法又は不当であるとはいえない。

なお、現時点では、市が令和6年11月11日から三重2号緑地への駐車撤去依頼看板を設置するなど駐車対応策を講じ、本件請求時点では、当該緑地への駐車は全くなくなっており、請求人が主張する「財産の管理を怠る事実」は消滅したといえる。

当初提出された弁明書では、自動車の移動を求めたのは、緑地として供用するため支障がない状態に維持することを求める「公物管理上の問題として対処した」とし、「財務会計上の財産管理行為に当たらない」と主張している。しかし、再度提出された弁明書で、最終的に「公有財産の適正な管理ではなかった」としており、当初提出の弁明書と矛盾が生じている。

本件では、駐車行為により当該緑地が本来の用途に供されず、緑地管理権の行使に支障をもたらすことになり、公物管理としての側面が認められる。しかし、それにとどまらず、ある程度特定された複数の自動車が断続的ではあるが長期にわたり駐車行為を行った事実が確認されており、敷地の所有権の行使が阻害されることから、自動車に移動を求めるのは、財務会計上の財産管理行為に該当し、これを怠るのは、最終的に市が認めるように「財産の管理を怠る事実」があったといえる。

なお、市は、当該緑地は、駐車場としての用途を認めたものではなく、そのため、駐車場として整備したことはなく、乗り入れのための工事もしていないとしているが、これが市の関与なしに行われたという弁明には、社会通念上理解しがたいと言わざるを得ない。

請求人が市職員の違法根拠としている地方公務員法第32条については、地方公務員の一般的な服務規範であり、違法であるか否かの判断は行わない。

オ 三重2号緑地への駐車行為により市に生じている損害について

請求人は、当該緑地への駐車について、市は使用料を徴取していないが、これは権原のない占有であるとし、市が近隣の市営住宅入居者用駐車場を一区画月額1,670円（四日市市営住宅条例第62条に規定）の有償で貸付けしているのを根拠として、車両1台の緑地への駐車につき、それと同額の損害が市に発生していると主張しているものと解される。そして、駐車した車の台数を20台とし、期間を民法上の地代の請求時効が5年であるとし、月額1,670円×20（台）×12（月）×5（年）＝2,004,000円の損害が市に生じていると主張している。

当該緑地には駐車行為は認められないが、権原なく占有された場合には、市は占有者に対し占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものというべきである。

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第240条、地方自治法施行令第171条から第171条の7までの規定によれば、債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。しかしながら、地方公共団体の長は、債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき」に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができるものとされている（地方自治法施行令第171条の5第3号）。

これを本件についてみると、当該緑地への駐車行為は認められていないことから、市が当該緑地への駐車による占用料を定めた条例規則は存在しない。占用料相当額を請求人が主張する月額1,670円としたとしても、駐車した車両ごとに具体的な駐車期間が特定されていないため、車両1台ごとに債務者を特定して債権額を算定することには多くの労力と多額の費用とを要するものである。よって、本件について、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たない」としたとしても違法又は不当であるということとはできない。（最高裁平成16年4月23日判決（平成12年（行ヒ）第246号）参照）さらに、自動車は可動性を有する物体であり、使用者により容易に移動が可能であることから、駐車車両ごとに継続的な駐車期間を特定することは困難であるといえる。

カ 結論

以上検討したところからすれば、市が三重2号緑地への駐車行為について早急に対応を講じなかったことについて、長の裁量権の逸脱・濫用があったとは認められず、違法又は不当であるとはいえない。なお、現時点では、市が駐車行為への対応を講じたことにより、駐車行為は全くなくなっており、財産の管理を怠る事実は消滅したといえる。また、当該緑地への駐車行為により市に生じた損害について、市が損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使をしていないことに

ついて、違法又は不当であるということとはできない。

よって、緑地への駐車行為によって生じた損害を市に弁償することを求める本件措置請求には理由がないと認められることから、これを棄却する。

3 意見

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員の合議により、市長に対し、次のとおり意見を述べる。

(1) 適正な文書・財産の管理と説明責任について

本件において、請求人が問題視した事項の一つは、善良な市民による指摘が約2年にわたり放置されたことである。弁明において、相談記録等は提出されることなく、当該緑地における駐車の実況調査結果が示された。これは、原因の把握及び解決策の検討が行われずまま実況調査が行われた可能性につながるものであり、すなわち窓口相談が十分に機能していないのではないかと懸念せざるを得ない。

本市文書管理規程の基となる公文書等の管理に関する法律のガイドラインは、「行政機関の意思決定及び事務事業の実績に関する文書主義については行政機関の諸活動における正確性の確保、責任の明確化等の観点から重要」であり、「行政機関の意思決定は文書を作成して行うことが原則」としている。本市が、説明責任を果たしつつ、市民に寄り添った市政運営を目指すならば、行政のあるべき姿「文書主義の原則」に立ち返り、意思決定過程を記録に残すとともに時の判断を後世に残し、作成した文書は適正に管理し、その上で、市民等や市議会への説明責任を果たすよう求めるものである。

(2) 「四日市市市民自治基本条例」に基づく市民との信頼関係の再構築について

市民等、市の執行機関及び市議会の市政における協働のあり方を明確にし、もって地方自治の本旨に基づく市民自治を実現することを目的とする「四日市市市民自治基本条例」では、市民、市の執行機関及び市議会は、相互に協力して市民自治の実現に努め、それぞれの立場及び特性を理解し、相互の信頼関係を保持するように努めるとともに、それぞれの意思を尊重するものと定め、市の執行機関は、基本理念にのっとり行政運営に当たるとともに、行政運営に対する市民等の満足度を高めるため、常に市民等及び市議会の意向の把握及びその意向の尊重に努めるものとし、市の執行機関は、市民参加を推進するため、行政運営に関する情報を多様な媒体を用いて積極的に公開するよう努めるものとしている。

弁明及び陳述からは、善良な市民から、令和4年頃に指摘が寄せられて以降、当該緑地の駐車状況を把握するに留まり、改善に向けた具体的行動を速やかに起こそうとしなかったことは明らかである。このことが、連合自治会が会長名での住民監査請求という手段を採るに至った契機となったものと思われる。これは、行政に対する住民の信頼を著しく損なったともいえることであり、看板を設置したところ、1カ月で全台撤去という成果に至ったことからしても、当初の対応に不備があったそしりは免れない。

請求人が提示した地方公務員法第30条にあるとおり、職員一人一人が住民全体

の奉仕者として、公共の利益のために勤務しなければならないことを再認識し、再発防止に努め、市民等との信頼関係の再構築を図られたい。